

公 告

組合規約の一部変更について

勝又健康保険組合規約の一部を別添のとおり変更することになりましたので、
公告します。

(令和6年3月1日付で関東信越厚生局長より認可されました。)

令和6年3月16日
勝又健康保険組合
理事長 勝又 隆



関厚発0307第82号

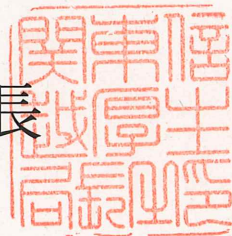
健康保険組合同約変更認可書

勝又健康保険組合

令和6年3月1日付勝保第2400303号で申請のあ
った規約の一部変更を認可する。

令和6年3月7日

関東信越厚生局長



勝保第2400303号
令和6年3月1日

組合記号番号

千19

関東信越厚生局長 殿

〒260-0012

千葉市中央区本町2丁目2番10号

勝又健康保険組合

理事長 勝又隆一

TEL 043-227-2125



健康保険組合規約変更認可申請書

標記のことについて、令和6年2月24日開催の第134回組合会において議決されましたので、下記関係書類を添えて認可申請いたします。

記

1. 規約変更書
2. 規約変更理由書
3. 新旧規約対照表
4. 組合会会議録 (写)



規約変更書

勝又健康保険組合規約の一部を次のように変更する。

(一部負担還元金)

第43条第2項中「25,000円」を「40,000円」に改める。

(家族療養費付加金)

第49条第2項中「25,000円」を「40,000円」に改める。

(合算高額療養費付加金)

第51条第2項中「25,000円」を「40,000円」に改める。

(訪問看護療養費付加金)

第52条第2項中「25,000円」を「40,000円」に改める。

(家族訪問看護療養費付加金)

第53条第2項中「25,000円」を「40,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

ただし、一部負担還元金、家族療養費付加金、合算高額療養費付加金、訪問看護療養費付加金及び家族訪問看護療養費付加金については、令和6年4月1日から施行し、令和6年4月診療分から適用する。

規約変更理由書

今回の給付の変更は、保険給付費の増加、高齢者医療に対する納付金等の増加に伴って現状の保険料率では保険料収入の不足が見込まれるため保険料率を引き上げ、さらに経常収支の健全化を図るため、付加給付の見直しをしたものです。

勝又健康保険組合規約新旧規約対照表

新	旧
<p>(一部負担還元金)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>2 一部負担還元金の額は、診療報酬明細書または調剤報酬明細書各1件(医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす。)について、療養に要する費用の一部として支払った一部負担金の額(法第115条の規定により高額療養費(同一月において、被保険者若しくは被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費(以下「合算高額療養費」という。))を除く。以下同じ。)が支給される場合にあつては、当該一部負担金の額から高額療養費に相当する額を控除して得た額。)から<u>40,000</u>円を控除した額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(家族療養費付加金)</p> <p>第49条 (略)</p> <p>2 家族療養費付加金の額は、診療報酬明細書または調剤報酬明細書各1件(医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書と調剤報酬明細書とを合算して、1件とみなす。)について、療養(食事療養及び生活療養を除く。)に要する費用の額から家族療養費に相当する額(法第115条の規定により高額療養費(同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費(以下「合算高額療養費」という。))を除く。以下同じ。)が支給される場合にあつては、家族療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額)を控除して得た額から<u>40,000</u>円を控除して得た額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(合算高額療養費付加金)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>2 合算高額療養費付加金の額は、各診療月について、合算高額療養費の支給の基礎となった被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額から、合算高額療養費に相当する額を控除した額から被保険者又はその被扶養者1人につき、それぞれ<u>40,000</u>円を控除して得た額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(一部負担還元金)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>2 一部負担還元金の額は、診療報酬明細書または調剤報酬明細書各1件(医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす。)について、療養に要する費用の一部として支払った一部負担金の額(法第115条の規定により高額療養費(同一月において、被保険者若しくは被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費(以下「合算高額療養費」という。))を除く。以下同じ。)が支給される場合にあつては、当該一部負担金の額から高額療養費に相当する額を控除して得た額。)から<u>25,000</u>円を控除した額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(家族療養費付加金)</p> <p>第49条 (略)</p> <p>2 家族療養費付加金の額は、診療報酬明細書または調剤報酬明細書各1件(医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書と調剤報酬明細書とを合算して、1件とみなす。)について、療養(食事療養及び生活療養を除く。)に要する費用の額から家族療養費に相当する額(法第115条の規定により高額療養費(同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費(以下「合算高額療養費」という。))を除く。以下同じ。)が支給される場合にあつては、家族療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額)を控除して得た額から<u>25,000</u>円を控除して得た額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(合算高額療養費付加金)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>2 合算高額療養費付加金の額は、各診療月について、合算高額療養費の支給の基礎となった被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額から、合算高額療養費に相当する額を控除した額から被保険者又はその被扶養者1人につき、それぞれ<u>25,000</u>円を控除して得た額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>

勝又健康保険組合規約新旧規約対照表

新	旧
<p>(訪問看護療養費付加金)</p> <p>第52条 (略)</p> <p>2 訪問看護療養費付加金の額は、訪問看護療養費明細書1件について、法第88条第4項に規定する厚生大臣の定めるところにより算定した費用の額から訪問看護療養費に相当する額(法第115条の規定により高額療養費(同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金の額を合算することにより支給される高額療養費(以下「合算高額療養費」という。))を除く。以下同じ。)が支給される場合にあつては、訪問看護療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額)を控除して得た額<u>40,000円</u>を控除して得た額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(家族訪問看護療養費付加金)</p> <p>第53条 (略)</p> <p>2 家族訪問看護療養費付加金の額は、訪問看護療養費明細書1件につて、法第88条第4項に規定する厚生大臣の定めるところにより算定した費用の額から法第111条第2項の規定による家族訪問看護療養費に相当する額(法第115条の規定により高額療養費(同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費(以下「合算高額療養費」という。))を除く。以下同じ。)が支給される場合にあつては、家族訪問看護療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額)を控除して得た額から<u>40,000円</u>を控除して得た額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>第1条 この規約は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p><u>ただし、一部負担還元金、家族療養費付加金、合算高額療養費付加金、訪問看護療養費付加金及び家族訪問看護療養費付加金については、令和6年4月1日から施行し、令和6年4月診療分から適用する。</u></p>	<p>(訪問看護療養費付加金)</p> <p>第52条 (略)</p> <p>2 訪問看護療養費付加金の額は、訪問看護療養費明細書1件について、法第88条第4項に規定する厚生大臣の定めるところにより算定した費用の額から訪問看護療養費に相当する額(法第115条の規定により高額療養費(同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金の額を合算することにより支給される高額療養費(以下「合算高額療養費」という。))を除く。以下同じ。)が支給される場合にあつては、訪問看護療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額)を控除して得た額<u>25,000円</u>を控除して得た額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(家族訪問看護療養費付加金)</p> <p>第53条 (略)</p> <p>2 家族訪問看護療養費付加金の額は、訪問看護療養費明細書1件につて、法第88条第4項に規定する厚生大臣の定めるところにより算定した費用の額から法第111条第2項の規定による家族訪問看護療養費に相当する額(法第115条の規定により高額療養費(同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費(以下「合算高額療養費」という。))を除く。以下同じ。)が支給される場合にあつては、家族訪問看護療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額)を控除して得た額から<u>25,000円</u>を控除して得た額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>